

重要事項説明書

当サービスの利用は、基本チェックリストによる基準該当者及び要介護等認定の結果、「要支援1」・「要支援2」と認定された方が対象となります。

1 事業者

- (1)法人名 伊平屋村
- (2)法人所在地 沖縄県島尻郡伊平屋村字我喜屋 251 番地
- (3)電話番号 0980-46-2142
- (4)代表者名 伊平屋村長

2 事業所概要

- (1)事業所種類 地域包括支援センター
- (2)事業目的 介護予防支援業務・介護予防ケアマネジメント業務
- (3)事業所名称 指定介護予防支援事業所 伊平屋村地域包括支援センター
- (4)管理者 伊平屋村福祉保健課長
- (5)所在地 沖縄県島尻郡伊平屋村字我喜屋 251 番地
- (6)電話番号 0980-46-2142
- (7)開設年月 平成 30 年 4 月
- (8)指定年月日 平成 30 年 4 月 1 日
- (9)事業所番号 4704500018

3 事業実施地域及び営業時間

(1)営業時間(窓口対応可能時間)

	曜日	時間
受付時間	月～金	9:00～16:00
サービス提供時間	月～金	9:00～16:00

(2)サービス提供可能地域

沖縄県島尻郡伊平屋村全域

4 職員体制

当事業所では、ご契約者に対して介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務を提供する職員として、以下の職種の職員の配置に努めます。

(1)配置に努める職員

保健師 ・ 社会福祉士 ・ (主任)介護支援専門員 看護師 ・ 認知症地域支援推進員 ・ 生活支援コーディネーター その他運営上、必要な職員(職種)
--

(2)サービス従業者の健康診断の実施の有無：有

5 サービスの内容等に関する事項

(1)事故発生時の対応

担当職員は、利用者に対する介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合、速やかに利用者の家族および市町村・沖縄県介護保険広域連合等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告します。

(2)秘密の保持

担当職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。なお、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ、個人情報利用同意書により得ます。

(3)利用料

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合は(法廷代理受領)、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料に相当する給付を受領することができない場合は、利用者負担が発生する場合があります。

(4)居宅介護支援事業所への委託

厚生労働省令に基づき、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの一部を居宅介護支援事業所に委託することができます。

一部委託を行う場合は下記の通りとなります。

伊平屋村地域包括支援センター	居宅介護支援事業所
*利用申し込みの受付 *契約の締結 サービス担当者会議への参加・生活状況の把握・サービス利用についての評価等、担当ケアマネと連携し、よりよいサービス提供のお手伝いをします。 *介護報酬の請求	*アセスメントの実施 *介護予防サービス計画原案の作成 *サービス担当者会議の開催 *介護予防サービス計画書の交付 *モニタリング *評価 *利用者・サービス提供事業者との連絡・調整 *給付管理業務

(5)医療機関との連携

利用者が医療機関に入院する必要がある場合、その後の適切な退院支援がおこなわれるよう、必要な医療機関との情報連携を行います。

利用者または家族においては、本人が医療機関への入院が必要になった場合には、医療機関側に地域包括支援センターの担当職員の氏名と連絡先をお知らせください。

6 感染症の予防及びまん延の防止に関する事項

センターは、感染症の予防及びまん延の防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- ① 『感染症の予防及びまん延の防止のための指針』の整備
- ② 感染症対策委員会の定期開催(おおむね6ヶ月に1回)とその結果の周知徹底
- ③ 職員へ対する研修・訓練

7 虐待防止の措置に関する事項

(1) センターは、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待を防止するための職員に対する研修の実施
- ② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- ③ その他、虐待防止のために必要な措置

(2) 虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに通報するものとする。

8 苦情・相談

(1) 苦情・相談窓口の名称・連絡先・対応時間 等

	名称	電話番号	対応時間
事業所に設置された窓口	指定介護予防支援事業所 伊平屋村地域包括支援センター	0980-46-2142	8:30～17:15 (土日祝祭日除く)
外部に設置された窓口	沖縄県介護保険広域連合	098-911-7502	8:30～17:15 (土日祝祭日除く)
国保連苦情相談対応窓口	沖縄県国民健康保険団体連合会	098-860-9026	8:30～17:15 (土日祝祭日除く)

7 同意確認

介護予防支援の提供開始に際し、本書面に基づき、重要事項の説明を行いました。

伊平屋村地域包括支援センター

伊平屋村指定介護予防支援事業所

説明者 氏名 : _____ 印

私は、本書面に基づいて、事業者から重要事項の説明を受け、指定介護予防支援の提供開始に同意しました。

利用者(または代理人)住所 : 伊平屋村字

利用者(または代理人)氏名 : _____ 印

この重要事項説明書は、厚生労働省令第37号(平成18年3月14日)第4条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。